

別表 調査業種の定義・範囲（都道府県経由調査：21年新規調査業種）

調査業種名	定義・範囲	例 示	対象とならない事業所の主な例
1. 冠婚葬祭業 (日本標準産業分類796) 整理番号 51 (調査票右上)	<p>冠婚葬祭業は、(1)葬儀業、(2)結婚式場業、(3)冠婚葬祭互助会</p> <p>(1)「葬儀業」とは、主として死体埋葬準備、葬儀執行を業務とする事業所を言い、葬儀執行のための祭壇等葬具の貸出し、通夜・葬儀式の進行・運営その他に関する便益の提供及びこれに附隨する物品の給付など葬儀に係る一切のサービスを請負うことを業務としている事業所が調査の対象となります。</p> <p>(2)「結婚式場業」とは、主として挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する事業所が調査の対象となります。</p> <p>(3)「冠婚葬祭互助会」とは、加入者が毎月一定額の掛け金を前払金として払い込むことにより会員となり、冠婚葬祭の儀式に関するサービスを会員に提供する事業所をいい、割賦販売法に規定する前払特定取引の許可を受けた事業者が該当します。</p>	葬儀屋、斎場、葬儀会館、結婚式場業、冠婚葬祭互助会	<p>葬儀、法事・法要などの業務の取次・あっせんのみを行っている事業所</p> <p>靈きゅう自動車運送のみを行っている事業所</p> <p>主として火葬を業務とする事業所</p> <p>生・造花、神・仏具、墓地・墓石、香典返し等の販売・あっせんのみを行っている事業所</p> <p>棺、神・仏具、祭壇等葬具の製造・販売のみを行っている事業所</p> <p>宗教団体の礼拝の施設</p> <p>結婚式場業務を主業としないホテル、レストランなどの事業所</p> <p>主として結婚相談、結婚相手の紹介、婚礼のための相談などを行う事業所</p> <p>主として婚礼のための施設の紹介、あっせんを行う事業所</p>
2. 映画館 (日本標準産業分類801) 整理番号 52 (調査票右上)	<p>映画館は、映画上映を業務として営む事業所（映画館）で、映画配給会社と一定期間上映契約を結び映画の配給を受け、定期的又は継続的に映画興行を行う常設館をいいます。また、これには映画興行を行うほか演劇、演芸などを同時にしているものを含みます。</p> <p>なお、常設館とは映画興行を行うために映写設備、客席等を保有し、常時設けてある建物又は施設をいいます。</p> <p>また、同一経営者が複数の事業所（映画館）を経営している場合は、それぞれの事業所（映画館）が調査の対象となります。</p> <p>ただし、切符売り場、入場口を集約し、一つの建物（施設）の内部を区切り複数のスクリーンを設置し、複数の映画を上映する映画館システムについては、一事業所として調査を行います。</p>	映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアター	<p>上映場所が一定していない映画興行（体育館、野球場、ホール、会議室等を借りて上映する興行形態や演劇、演芸等の合間に不定期に上映する興行形態等）</p> <p>鑑賞者から料金を徴収しない映画興行（試写会、会社主催の映画興行等）</p>
3. 興行場（別掲を除く）、興行団 (日本標準産業分類802) 整理番号 53 (調査票右上)	<p>(1) 劇場</p> <p>演劇を提供する事業所及びその附属の劇団、歌劇団、オーケストラ並びに劇場を持つ興行団をいう。</p> <p>主として劇場を賃貸する事業所も含まれる。</p> <p>契約により出演する独立の劇団、楽団は以下の(3)、(4)に分類される。</p> <p>(2) 興行場</p> <p>落語、講談、浪曲、見世物、軽業（かるわざ）、野球、相撲などの娯楽を提供する事業所及び興行場を持つ興行団をいう。</p> <p>主として興行場を賃貸する事業所も本分類に含まれる。</p> <p>興行場を持たない興行団は以下の(3)～(5)に分類される。</p> <p>(3)劇団</p> <p>契約により出演又は自ら公演し演劇を提供する事業所、俳優及び演劇興行を請負う事業所をいう。</p> <p>劇場附属の劇団及び俳優並びに劇場を持つ劇団は上記の(1)に分類される。</p> <p>(4)楽団、舞踊団</p> <p>契約により音楽、舞踊などの出演又は自ら公演する事業所をいう。</p>	<p>(1)劇場</p> <p>演劇を提供する事業所（劇場）</p> <p>劇場（貸しホールを含む。）を賃貸する事業所</p> <p>国・地方公共団体から劇場の管理・運営を委託されている事業所</p> <p>演劇の範囲：一般劇、歌劇（オペラ）、ミュージカル、歌舞伎、人形劇、舞踏、舞踊</p> <p>(2) 興行場</p> <p>落語、講談、浪曲、漫才、見世物、軽業（かるわざ）などの娯楽を提供する事業所（興行場、寄席、演芸場など）</p> <p>野球、サッカー、ボクシング、相撲などの娯楽を提供する事業所（興行場、プロ野球興行用の野球場、プロサッカー興行用のサッカー場、ボクシング場など）</p>	<p>競馬場、競輪場、オートレース場、競艇場</p> <p>主としてアマチュア競技を行うための野球場、サッカー場、陸上競技場、体育館など</p> <p>音楽教室、声楽家業、舞踊教室などの個人教授を行う事業所（大分類O-教育、学習支援業）</p> <p>主として飲食を提供するレストラン、バーなど</p> <p>人材派遣法に基づいて演奏家を派遣する事業所</p>

別表 調査業種の定義・範囲(都道府県経由調査:21年新規調査業種)(つづき)

調査業種名	定義・範囲	例 示	対象となるない事業所の主な例
3. 興行場(別掲を除く), 興行団 (日本標準産業分類802) 整理番号 53(調査票右上) (つづき)	(5) 演芸・スポーツ等興行団 契約により出演又は自ら公演し, 落語, 浪曲, 見世物, 野球, 相撲, ボクシング, レスリングなどの娯楽を提供する他に分類されない事業所をいう。 興行場附属及び興行場を持つものは上記の(2)に分類される。	(3) 劇団 劇団、歌劇団など フリーの俳優業、芸能プロダクション、コンサート・ツアーベンなど (4) 楽団、舞踊団 オーケストラ、舞踊団など フリーの歌謡歌手業など (5) 演芸・スポーツ等興行団 落語家業、講談師業、漫才業、芸能プロダクション、見世物業、軽業(かるわざ)団など 口野球団、プロサッカー団、ボクシングジム、相撲部屋など	
4. スポーツ施設提供業 (日本標準産業分類804) 整理番号 54(調査票右上)	(1) スポーツ施設提供業(以下の(2)~(8)の別掲を除く) 陸上競技場、サッカー場、乗馬クラブ、フィールドアスレチック場、スケートリンク、卓球場、武道場、競泳プール、漕艇場など主として興行的でないスポーツ(アマチュア競技)を行うための施設を提供する事業所をいう。 (2) 体育館 バレー場、バスケットボール場、バドミントンなど各種のスポーツを必要に応じて室内で行うことができるよう、多目的に設備された施設を提供する事業所をいう。 (3) ゴルフ場 以下の及びの条件を満たすゴルフ競技を行うための施設を提供する事業所をいう。 ホール数が18ホール以上、かつ、「ホールの平均距離」が100メートル以上の施設 18ホール未満であっても、ホール数が9ホール以上あり、かつ、「ホールの平均距離が」150メートル以上の施設 なお、ゴルフの練習施設を提供する事業所は細分類8044に分類される。 (4) ゴルフ練習場 ゴルフの練習施設を提供する事業所をいう。 (5) ボウリング場 ボウリング競技を行うための施設を提供する事業所をいう。 (6) テニス場 テニス競技を行うための施設を提供する事業所をいう。 (7) バッティング・テニス練習場 バッティング及びテニスの練習施設を提供する事業所をいう。 (8) フィットネスクラブ 室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの運動施設を有し、会員に提供する事業所をいう。	陸上競技場、運動広場、バレー場、卓球場、クレー射撃場、スケートリンク、アイススケート場、ローラースケート場、サッカー場、プール、公営野球場、公営運動場管理事務所、乗馬クラブ、フィールドアスレチック場、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、ボウリングセンター、テニス場、バッティングセンター、テニス練習場、フィットネスクラブ、フィットネスジム、アスレチッククラブ	スイミングスクール、ヨガ教室、体操教室など、主としてスポーツ技能、健康、美容の増進のため、指導者が水泳、ヨガ、体操、武道などを教授することを主たる目的とする事業所。 競馬場、競輪場、オートレース場、競艇場 興行的スポーツのための施設(興行場 小分類802 [8022])
5. 公園、遊園地・テーマパーク (日本標準産業分類805) 整理番号 55(調査票右上)	公園、遊園地は、(1)公園、(2)遊園地、(3)テーマパーク (1)公園とは、公園、庭園、公園管理事務所などと呼ばれている事業所で、入場(園)料を徴収することで入場できる樹木、池等の自然環境を有して、娯楽を提供し、又は休養を与える事業所をいいます。 遊園地は細分類8052に分類される。	公園、庭園、公園管理事務所、遊園地、遊園場、テーマパーク	ゲームセンター、百貨店の屋上の遊戯施設等 動物園、植物園、水族館、観光牧場、スポーツランド(総合運動施設)で遊園地・テーマパークの定義に該当しない事業所

別表 調査業種の定義・範囲(都道府県経由調査:21年新規調査業種)(つづき)

調査業種名	定義・範囲	例 示	対象とならない事業所の主な例
5.公園、遊園地・テーマパーク (日本標準産業分類805) 整理番号 55(調査票右上) (つづき)	<p>(2)遊園地(テーマパークを除く)とは、主として屋内、屋外を問わず、常設の^(*)遊戯施設を3種類以上(直接、硬貨・メダル・カード等を投入するものを除きます。)有し、フリーパスの購入もしくは料金を支払うことにより施設を利用できる事業所をいいます。</p> <p>(*)遊戯施設とは、コースター、観覧車、メリーゴーランド、バイキング、フライングカーペット、モノレール、オクトパス、飛行塔、ミニSL、ゴーカートなどをいいます。</p> <p>(3)テーマパークとは、入場料をとり、文化、歴史、科学などに関する特定の非日常的なテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連する常設かつ有料の^(*)アトラクション施設を有し、パレードやイベントなどを組み込んで、空間全体を演出する事業所をいいます。</p> <p>(*)アトラクション施設とは、映像、ライド(乗り物)、ショー、イベント、シミュレーション、仮想体験(バーチャルリアリティ)、展示物の施設などをいいます。</p>		博物館及び博物館相当施設に指定されている施設(産業博物館、天文博物館など) 以外の美術館、宝物館、歴史民族資料館、郷土資料館などの博物館類似施設 オルゴール館、人形の家、クアハウス(温浴総合健康増進施設)、スパ(「Spa」=「療養温泉」)、健康ランド等 国、地方公共団体が所管する国立公園(新宿御苑などの「国立公園」等)
6.学習塾 (日本標準産業分類823) 整理番号 68(調査票右上)	<p>学習塾とは、小学生、中学生、高校生などを対象として、常設の施設において、学校教育の補習教育又は学習指導を行う事業所(教室)をいいます。</p>	学習塾(()各種学校でないもの);進学塾(各種学校でないもの);予備校(各種学校でないもの) ()各種学校とは 専修学校と同様に学校教育法で定められた正規の「学校」であり、中学校や高等学校、大学等以外で学校教育に類する教育を行います。国立・公立・私立があり、私立各種学校は都道府県知事の認可を受けています。	予備校などの各種学校(学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所)【細分類812】 社会通信教育【細分類8216】 家庭教師【細分類8249】 乳幼児教育(教室)【細分類8249】(ただし、外国語会話など特定の分野でないもの)
7.教養・技能教授業 (日本標準産業分類824) 整理番号 69(調査票右上)	<p>(1)音楽教授業 主として音楽に関する技能・技術を教受する事業所をいいます。</p> <p>(2)書道教授業 主として書道を教受する事業所をいいます。</p> <p>(3)生花・茶道教授業 主として生花・茶道を教授する事業所をいいます。</p> <p>(4)そろばん教授業 主としてそろばんを教授する事業所をいいます。</p> <p>(5)外国語会話教授業 主として外国語会話を教授する事業所をいいます。</p> <p>(6)スポーツ・健康教授業 スポーツ技能、健康、美容などの増進のため、指導者が柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授することを主たる目的とする事業所をいいます。</p> <p>(7)その他の教養・技能教授業 上記以外の他に分類されない教養、技能、技術などを教授する事業所をいいます。</p>	(1)音楽教授業:音楽教室、ピアノ教授所、バイオリン教授所、エレクトーン教授所、ギター教授所、三味線教授所、琴教授所、尺八教授所、声楽教授所、歌謡教室、カラオケ教室、長唄指南所など (2)書道教授業:書道教室、書道教授所など (3)生花・茶道教授業:生花教室、生花教授所、華道教室、茶道教授所など (4)そろばん教授業:珠算教室、そろばん教室、そろばん教授所、そろばん塾(各種学校でないもの)など (5)外国語会話教授業:英会話教室(各種学校でないもの)、外国語教室(各種学校でないもの)など (6)スポーツ・健康教授業:スイミングスクール、体操教室、ゴルフスクール、柔道教室、武道の道場(教授しているもの)、ヨガ教室、エアロビックス教室など (7)その他の教養・技能教授業:団碁教室、編物教室、着付教室、料理教室、絵画教室、日舞教室、タップダンス教室、カルチャーセンター(総合的なもの)など	各種学校(学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所)、専修学校(職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図るための教育を行う事業所)のもの 「中分類-81 教育」 音楽学校(各種学校のもの) 料理学校(各種学校のもの) 外国語学校(各種学校のもの) 自動車教習所(各種学校のもの) フィットネスクラブ 「小分類804-スポーツ施設提供業」 自動車教習所(各種学校でないもの) 「小分類829-他に分類されない教育、学習支援業」